

令和6年度(2024年度)特別支援教育取組の方向

特別支援教育課

【基本方針】 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指して

障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、誰もが授業内容が分かり学習活動に参加している実感と達成感を持ち、生きる力を身に付けることができるよう、全ての学校等において特別支援教育の一層の推進を図る。

1 子供の可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を見据えた指導・支援の充実

- (1) 全ての学校において、校内支援体制の充実を図るとともに、一人一人の教育的ニーズに応じ、通常の学級、通級による指導、特別支援学級及び特別支援学校等の学びの場を適切に提供する。
- (2) 子供たちが最適な場で学び続けられるよう、ユニバーサルデザインや合理的配慮の提供を前提とした分かりやすい授業づくりや、障がいの特性に応じた指導内容や指導方法等の工夫を行い、以下の点にも留意しながら、教育的ニーズに最も的確に応える学習の充実を図る。
 - 子供たちが夢を持ち、一人一人に応じた社会的・職業的自立を実現する力を主体的に身に付けるため、キャリア教育の充実を図る。
 - 障がいのある子供と障がいのない子供の相互理解を深め、共に尊重し合いながら協働し、生活していく力を育むため、交流及び共同学習の継続・充実を図る。
 - 障がいによる困難さを補い、学習や生活を豊かにするための情報活用能力を育成するため、授業等においてICTの能動的な活用を図る。

2 関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実

- (1) 就学前から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援を受けられるよう、「段階的な支援体制」(別紙参照)に基づき、教育、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図る。
- (2) 進級や進学等に際しては、「個別の教育支援計画の作成・活用・引継ぎに係るガイドライン」に基づいて、個別の教育支援計画による確実な引継ぎを行い、合理的配慮の提供とともに適切な指導及び必要な支援を行う。
- (3) 就職希望者の就職率及び定着率の向上を目指し、関係機関と連携して企業等への理解・啓発を図る。

3 教職員の特別支援教育に係る資質と専門性の向上

- (1) 全ての教職員においては、障がいの特性等に関する理解と指導方法の工夫等に努め、専門家等を活用した計画的・組織的な研修等により、豊かな人権感覚と適切な指導及び支援に必要なとされる専門性の向上を図る。
- (2) 特別支援学級及び通級による指導を担当する教員においては、「特別支援学級等担当者指導力向上研修」等により、特に自立活動の指導力向上を図る。
- (3) 特別支援学校の教員においては、「特別支援教育実践スキルアップ研修」等をとおして、子供一人一人の障がいや発達状況を的確に把握し、各教科等及び自立活動の指導を組み立てるために必要な力、及び外部の専門家(機関)と連携し支援を最適化するスキルの向上を図る。

【別紙】

段階的な支援体制

本県では、発達障がい等を含め教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒への支援体制として、「段階的な支援体制」を構築している。「段階的な支援体制」とは、対応が困難な事例ほど専門性のある支援者から支援を得られるシステムであり、次の4段階で構成している。

【第1段階】：校内委員会による支援（図中の①）

管理職、特別支援教育コーディネーター、担任、養護教諭等から構成される組織で、対象となる幼児児童生徒の支援策の検討や個別の教育支援計画の作成等を行う。

【第2段階】：地区コーディネーター会議及び高等学校エリア会議による支援（図中の②）

<p>＜地区コーディネーター会議＞</p> <p>中学校区等の一定の地域ごとに設定する会議で、その地域内の小中学校等のコーディネーターとその地域を担当している特別支援学校のコーディネーター等により構成。</p>
<p>＜高等学校エリア会議＞</p> <p>県内11地域ごとに設定する会議（※1）で、その地域内の高等学校のコーディネーターとその地域を担当している特別支援学校のコーディネーター等により構成。</p> <p>※1 エリアの範囲が第3段階（地域レベル）のため、体制推進については地域連携協議会と連携するものの、学校間の連携・協力による支援という機能面から第2段階とする。</p>

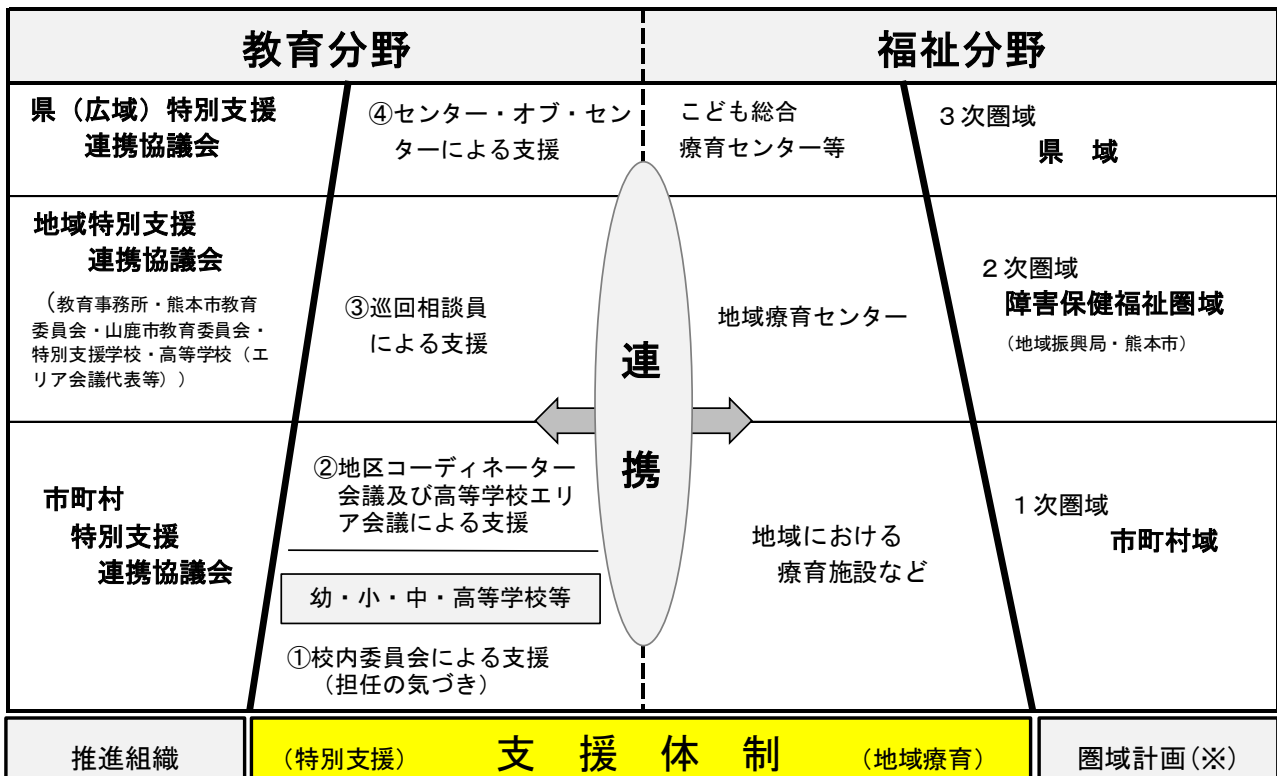
この会議では、その地区のリーダーコーディネーター又は高等学校エリア会議事務局校を中心に、校内委員会での支援でも支援が困難な事例について検討するとともに、各学校の取組について情報交換を行う。

【第3段階】：巡回相談員による支援（図中の③）

地区コーディネーター会議でも支援が困難な事例について、巡回相談員が在籍校に出向いて、担任等への支援を行う。

【第4段階】：センター・オブ・センターによる支援（図中の④）

巡回相談員による支援でも支援が困難な事例の場合、センター・オブ・センターの構成員による数人のチームを編成し、巡回相談員を支援する。



※障害保健福祉圏域計画